

脱炭素に関する支援制度について

富山県生活環境文化部環境政策課

事業者が脱炭素に取り組むメリット

省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、製品や企業の競争力向上
経営力強化にもつながり得る。

省エネによるコスト削減

- エネルギー使用量・CO₂排出量の把握（現状把握）、削減ポテンシャルの検証
- 計画的・効果的な投資やプロセス改善 ⇒ エネルギーコストを削減

（主に中小企業では）知見・ノウハウや人材の不足のほか、初期投資の高い設備投資は財務基盤の脆弱性故に進みにくい

資金調達手段の獲得

- 金融機関がESG投資を推進 ⇒ CN対策を加味し融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大
（サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ファイナンス等）

製品や企業の競争力向上

- 取引先から選好されやすくなる
⇒ 既存の取引先との強固な関係性の構築 + 新規の取引先開拓にもつながり得る。
- 製品単位の排出量見える化が進めば、製品の差別化にも。

**脱炭素の推進に向けて、県や国では、各種支援事業(補助金等)を実施しています。
事業者の皆様におかれましては、ぜひ活用をご検討ください。**

富山県 中小企業向け融資制度

中小企業者に対し、長期かつ低利の事業資金を融資しています。

- ・生産性向上に向けた設備の導入を支援
- ・再生可能エネルギー発電設備の導入を支援
- ・環境に配慮した施設等の整備等を支援



<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/ki00012293/>

区分	融資対象など
設備投資促進資金 (生産性革命推進枠)	エネルギー効率が1%以上向上する設備への入替え、増設
脱炭素社会推進資金 (再生可能エネルギー利用促進枠)	再エネ発電設備(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱)
脱炭素社会推進基金 (環境施設整備枠)	省エネ機器(高性能ボイラー、高性能工業炉、低燃費型建設機械、業務用省エネ型冷蔵・冷凍機等) 建物の省エネ化に資する施設(屋上緑化、業務用ヒートポンプ、コージェネレーション施設) BEMSの導入資金 再エネ熱利用施設(太陽熱、廃棄物焼却熱、バイオマス)

富山県EV導入支援事業費補助金

EV(電気自動車)を導入する個人、事業者等に対して、その導入費用の一部を補助する「富山県EV導入支援事業費補助金」の募集を行っています。



<https://www.pref.toyama.jp/100223/kensei/ev/2023evhoio.html>

 **富山県EV導入支援事業費補助金**
令和5年4月21日以降にEV(電気自動車)を購入した方に**10万円**補助します！

※国CEV補助金の交付を受けた車両が対象です
※注文書等に記載の日付が令和5年4月21日以降の車両が補助対象です



令和6年3月29日(金)まで受付中!!

※申請総額が予算上限に達した時点で、受付を終了します。

手続きは表面をご覧ください

富山県知事政策局長戦略室カーボンニュートラル推進課

補助制度の概要

補助対象者	①県内の個人(個人事業者を含む)、②県内の法人 ③リース事業者(①または②と契約していること)
補助対象車両	国CEV補助金の対象車両のうち、「電気自動車」の区分に該当する車両 ※PHEV(プラグインハイブリッド自動車)は対象外
補助要件	・令和5年4月21日以降に売買契約又はリース契約が締結された車両であること ・国CEV補助金の交付を受けていること ・「使用の本拠の位置」が富山県内であること 等
補助額	1台あたり10万円
受付期間	令和6年3月29日(金)12時まで(必着) ※申請総額が予算上限に達した時点で、受付を終了します。

補助金の申請から交付までの流れ

- 1 補助対象の車両を購入します
- 2 国補助金に申請し、交付決定を受けます
- 3 県に必要書類を提出します
- 4 県から「補助金交付決定通知書」が郵送されます
- 5 補助金が指定口座に振り込まれます

富山県 再生可能エネルギー導入促進補助金

県民や県内企業(中小企業等)に対し、太陽光発電設備(自家消費型)の導入や、再エネ熱利用設備の導入に係る経費の一部を補助します。



(公財)とやま環境財団 ホームページ
http://www.t kz.or.jp/saiene_hojokin/r5/index.html

	設置設備	補助内容	上限
①	太陽光発電設備 (自家消費型)	住宅 7万円/kW 事業所 5万円/kW	35万円
		※ 蓄電池の同時設置に対し、最大25万円上乗せ	
②	太陽熱利用設備	補助率 2/3	20万円
③	地中熱利用設備 (ヒートポンプ)	補助率 2/3 (事業者のみ)	150万円

申請受付期間

(令和5年度) 令和5年**11月30日** まで
(予算がなくなり次第終了)

【お問い合わせ先】
再エネ導入促進補助金(富山県)事務局
電話: **076-431-1107**
受付時間: 平日9時から17時まで



環境省 「エネ特ポータル」

- 令和5年度、令和6年度の事業情報が公表されています。
- 省エネ対策の実施や再生可能エネルギーの導入に対する補助など、様々なメニューがあります。



[エネ特ポータル](#)



脱炭素化事業支援情報サイト (エネ特ポータル)

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。絞り込み検索や、キーワードを入力しての事業検索ができます。ぜひ一度お試しください。

補助・委託事業一覧

▶ [令和5年度 \(2023年度\)](#) ▶ [令和6年度 \(2024年度\)](#)



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

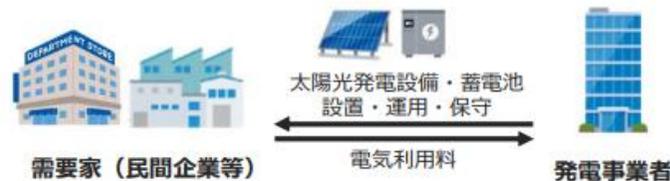
- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		5万円/kW		7万円/kW
購入		4万円/kW		-

*新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

自家消費型
太陽光発電・
蓄電池の導入
を支援

・PPA・リース
・購入
いずれも対象

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省 連携事業) (1/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**
駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率2/3、1/2)**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

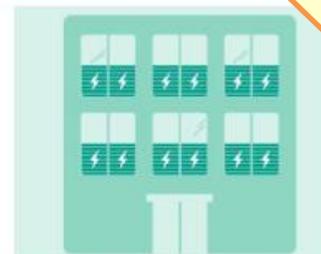
- 事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、2/3)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

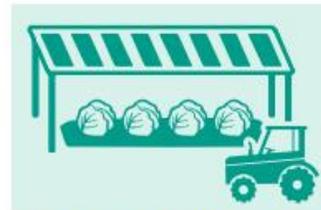
4. 事業イメージ



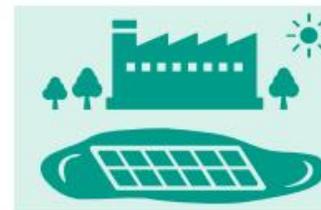
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

- ・駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)
- ・営農地、ため池等への太陽光導入
- ・建材一体型

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

- ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用(工場廃熱等)、自家消費型再エネ発電(太陽光発電除く)等について、コスト要件(※)を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う(温泉熱の有効活用のための設備改修含む)。
- ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)
地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円) 設備等導入: 1/3、1/2、2/3) ⑦委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度～令和7年度 ⑥ 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



※⑤コスト要件
(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。
(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。また、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。さらには、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、データの提供・公開など

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等
- 実施期間 ①②令和6年度~令和10年度 ③令和6年度~令和8年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

【R6新設】

建築物のZEB化

新築、既築、いずれも対象！

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(6) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)



業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率：1/3)

- クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限：1千万円)
- 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限：5千万円)
- オーナーとテナントがグリーンリース契約等結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限：4千万円)
- 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限：なし)

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高性能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率：1/2)

※コンテナハウス本体は補助対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



クーリングシェルターの事例



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



既存の民間建築物、テナントビル、業務用施設の省CO2改修

- ・空調設備 (空調機器、ルームエアコン)
- ・給湯設備 (ボイラ、給湯器)
- ・換気設備

熱中症対策としても必要性が高まっています

脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)



環境省

【令和6年度要求額 9,000百万円 (3,685百万円)】



工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- CO₂削減計画策定支援 (補助率: 3/4、補助上限: 100万円)**
中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※ CO₂排出量を見る化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO₂型設備更新支援**
 - 標準事業** CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援 (補助率:1/3、補助上限:1億円)
 - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援 (補助率: 1/3、補助上限:5億円)
 - 電化・燃料転換
 - 4,000t-CO₂/年以上削減
 - CO₂排出量を30%以上削減
 - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援 (補助上限:0.5億円)
 - 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円)
 - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援(補助率:1/3、1/2、補助全体上限5億円)**
Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援 (2カ年以内)
- 補助事業の運営支援 (委託)**
CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③ 間接補助事業 ④ 委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

① CO₂削減計画策定支援 ② 省CO₂型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



③ 企業間連携先進モデル支援



工場・事業所の脱炭素化

- ・空調設備
- ・給湯器
- ・コージェネ
- ・冷凍冷蔵機器
- ・EMS の導入等

計画策定補助、設備更新補助

採択事例公表中 (参考にしてください)